

東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第6号

東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則（平成23年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(減免の申請等)</p> <p>第4条 保険料の減免の申請等については、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年後期高齢者医療広域連合規則第4号）第31条から第33条の2までの規定を準用する。この場合において、同規則第31条第1号中「条例第17条第1項第1号」とあるのは「東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則（以下「特例規則」という。）別表第1第1項から第2項及び同表第4項から第19項まで」と、同条第2号中「条例第17条第1項第2号」とあるのは「特例規則別表第1第3項」と、同条第3号中「条例第17条第1項第3号」とあるのは「特例規則別表第1第20項」と読み替えるものとする。</p>				<p>(減免の申請等)</p> <p>第4条 保険料の減免の申請等については、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年後期高齢者医療広域連合規則第4号）第31条から第33条の2までの規定を準用する。この場合において、同規則第31条第1号中「条例第17条第1項第1号」とあるのは「東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則（以下「特例規則」という。）別表第1第1項から第2項及び同表第4項から第20項まで」と、同条第2号中「条例第17条第1項第2号」とあるのは「特例規則別表第1第3項」と、同条第3号中「条例第17条第1項第3号」とあるのは「特例規則別表第1第21項」と読み替えるものとする。</p>			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
項	対象被保険者	減免対象保険料	減免額	項	対象被保険者	減免対象保険料	減免額
(1)～(2)	(略)	(略)	(略)	(1)～(2)	(略)	(略)	(略)
(3)	平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除して得た額）が前年の当該収入額の10分の3以上であるもので、前年の地方税法（昭和25年法律第226	(略)	(略)	(3)	平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除して得た額）が前年の当該収入額の10分の3以上であるもので、前年の地方税法（昭和25年法律第226	(略)	(略)

	号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「政令」という。)第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「総所得金額等」という。)が1,000万円以下であるもの(前年の総所得金額等から、減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額(2以上ある場合はその合計額)を控除して得た額が400万円を超えるものを除く。)				号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「総所得金額等」という。)が1,000万円以下であるもの(前年の総所得金額等から、減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額(2以上ある場合はその合計額)を控除して得た額が400万円を超えるものを除く。)		
(4)～(8)	(略)	(略)	(略)	(4)～(8)	(略)	(略)	(略)
(9)	(略)	平成26年度の保険料額のうち、平成26年4月分から平成27年3月分までに相当する額。ただし、旧緊急時避難準備区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成25年の政令第18条第1項第3号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者については、平成26年4月分から平成26年9月分までに相当する額	(略)	(9)	(略)	平成26年度の保険料額のうち、平成26年4月分から平成27年3月分までに相当する額。ただし、旧緊急時避難準備区域等に居住していたため避難を行っている世帯に属する後期高齢者医療の被保険者で、平成25年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者については、平成26年4月分から平成26年9月分までに相当する額	(略)
				(10)	帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、又は平成25年度以	令和4年度又は令和4年度末に資格	全部

【削除】	【削除】	【削除】	【削除】		前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和3年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円以下の世帯に属する者	を取得したこと等により令和5年4月以降に普通徴収の納期限が到来する令和5年度の保険料額のうち、令和4年4月分から令和5年3月分までに相当する額。	
【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	(11)	平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和4年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	令和5年度又は令和5年度末に資格を取得したこと等により令和6年4月以降に普通徴収の納期限が到来する令和6年度の保険料額のうち、令和5年4月分から令和6年3月分までに相当する額。	半額
【削除】	【削除】	【削除】	【削除】	(12)	帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、又は平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和4年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	令和5年度又は令和5年度末に資格を取得したこと等により令和6年4月以降に普通徴収の納期限が到来する令和6年度の保険料額のうち、令和5年4月分から令和6年3月分までに相当する額。	全部
				(13)	令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和4	令和5年度の保険料額のうち、令和5年4月分から令	全部

【削除】	【削除】	【削除】	【削除】				
(10)	平成27年中に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示解除準備区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和5年の政令第18条第1項第3号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	(略)	(略)	(14)	年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	和5年9月分までに相当する月割算定額	(略)
(11)	帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除き、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域及び令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点に居住していたため避難を行っている者であって、令和5年の政令第18条第1項第3号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	(略)	(略)	(15)	帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除き、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域及び令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点に居住していたため避難を行っている者であって、令和5年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	(略)	(略)
(12)	令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和5年の政令第18条第1項第3号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	(略)	(略)	(16)	令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和5年の高確法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	(略)	(略)
(13)	平成28年中に避難指示区域等の指定が解除された旧居住制限区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和6年の政令第18条第1項第3号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	(略)	(略)	(17)	平成28年中に避難指示区域等の指定が解除された旧居住制限区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和6年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等	(略)	(略)

					を合算した額が600万円以下の世帯に属する者		
(14)	別表第1第13項に該当する者を除く帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、又は平成28年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除き、平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域及び令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点に居住していたため避難を行っている者であって、令和6年の政令第18条第1項第3号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	(略)	(略)	(18)	別表第1第20項に該当する者を除く帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、又は平成28年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除き、平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域及び令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点に居住していたため避難を行っている者であって、令和6年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	(略)	(略)
(15)	令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和6年の政令第18条第1項第3号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	(略)	(略)	(19)	令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和6年の高確法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	(略)	(略)
(16)	令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和6年の政令第18条第1項第3号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	(略)	(略)	(20)	令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者であって、令和6年の高確法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	(略)	(略)
(17)	平成29年中に避難指示区域等の指定が解除された旧居住制限区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和7年の政令第18条第1項第3号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者	令和8年度の保険料額のうち、令和8年4月分から令和9年3月分までに相当する額	半額	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
(18)	別表第1第17項に該当する者を除く帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者、又は平成29年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除き、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等、令和4年度	令和8年度の保険料額のうち、令和8年4月分から令和9年3月分までに相当する額	全額	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】

	に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域及び令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点に居住していたため避難を行っている者であって、令和7年の政令第18条第1項第3号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円以下の世帯に属する者						
(19)	令和2年1月1日以降令和7年4月1日までに指定が解除された旧避難指示区域等に居住していたため避難を行っている者であって、令和7年の政令第18条第1項第3号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯に属する者	令和8年度の保険料額のうち、令和8年4月分から令和8年12月分までに相当する月割算定額	全額	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
(20)	前19項に準ずる者として広域連合長が認めた者	それぞれ前19項に定める保険料に準ずる額	それぞれ前19項に定める減免額に準ずる額	(21)	前20項に準ずる者として広域連合長が認めた者	それぞれ前20項に定める保険料に準ずる額	それぞれ前20項に定める減免額に準ずる額

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。